

令和7年6月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和7年6月総会

萩市農業委員会総会議事録

6月19日（木） 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第37号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
議案第38号 現況確認書の交付について

○出席委員（16名）

1番	原 川 久美子	2番	横 山 喜一郎
3番	中 村 博	4番	草 野 隆 司
5番	原 田 知 美	6番	矢 次 利 典
7番	三 村 浩 一	欠席	品 川 民 雄
9番	金 子 哲 也	欠席	藤 田 芳 昭
11番	長 富 繁 美	12番	岩 本 裕 子
13番	守 永 正 範	欠席	鈴 川 肇
15番	大 田 忠 男	16番	中 野 恵 子
17番	大 石 博 則	18番	松 田 由美子
19番	片 岡 兼 雄		

○議事録署名委員

7番 三 村 浩 一 9番 金 子 哲 也

○議 事

事務局長

ただいまから、令和7年6月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は7番 三村委員、9番 金子委員にお願いいたします。

議 長 議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 議案の説明の前に、議案の修正がございます。修正箇所を申し上げますので、修正をお願いいたします。

第3項目、●●●委員さんの案件で修正がございました。申し訳ございませんでした。5筆ある中の4筆目と5筆目ですが、地番と面積に修正がございます。●●●が●●●、面積が2,000㎡、●●●が●●●、面積が267㎡、合計が7,437㎡となります。大変申し訳ございませんでした。修正をお願いいたします。

事 務 局 それでは、議案第35号第1項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約1kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は、109㎡です。

譲受人は●●●、●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、県外在住のため、耕作管理ができないことから、市の空き家バンク制度にご実家の住宅物

件とともに登録されておられました。

譲受人の●●●さんは、自営業でコーヒー豆の焙煎及び販売を行っておられ、実家での作業が手狭となったことから、作業所の確保として市の空き家バンク制度を通じて住宅物件とともに当該農地を取得することとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験はありません。農業従事日数は120日の予定となっております。

営農計画ですが、農地面積も小さいので申請地において家庭菜園として露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、鎌や鍬のみであることから、草刈機等のほか、必要に応じて作業機械の導入を行われるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第15番 ただいま事務局の方から説明がございましたとおりでございます。6月4日、私、●●●と、●●●推進委員、事務局2名で現地確認を行いました。二十二、三年前まではお母さまが住宅に居住されていましたが亡くなられて、住宅の方も放置という状況で、写真の方もセイタカアワダチソウが繁茂している状況でございますが、一昨年までは貸家ということで、一人住んでおられたのですが、それが出られてからは、こういう状況です。お母さまが亡くなられてからは、私が草刈りをしていたのですが、「もういらんことをしないでくれ」と言われたので、こういう状況になっております。空き家バンクに登録されていることすら私も知らなかったのですが、こういう状況では困るなあと思いつつ、このたび、ご縁があつて売却されるということで、一人でも多くの方に住んでもらって、イノシシやサルのもりをしないですむなあと思っておりますので、地域的にもなんら問題はないものと思っております。私も50メートルくらい下に住んでおりますが、問題はないものと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月5日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約540mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は登記・現況ともに田で、面積の合計は、1,361㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続で当該農地を取得されましたが、県外在住のため、耕作管理ができないことから、市の空き家バンク制度にご実家の住宅物件とともに登録されておられました。

譲受人の●●●さんは、●●●地区へ移住にあたって、市の空き家バンク制度を通じて住宅物件とともに当該農地を取得することとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験はありません。農業従事日数は150日の予定となっております。

営農計画ですが、申請地において水稻及び露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、作業機械をお持ちでないため、

今後、必要に応じて作業機械の導入を検討予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 おはようございます。この件につきまして、6月5日、事務局3名と●●●推進委員さん、それと土地家屋調査士の方とで現地確認をいたしました。●●●歳と若い方が●●●にきてくださる、農業もやってみるということで、とても良いことじゃないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の第3項は、●●●委員さんご自身に関する案件になります。●●●委員さんにつきましては、「議事規則第11条」の規程により、議事に参与することができません。一度退席をお願いします。

(●●●委員さん退席)

議 長 事務局は第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る5月29日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約3kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか4筆で、地目は申請のあった5筆すべてが登記・現況ともに田で、面積の合計は、7,437㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は103,159.45㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、高齢となり農業後継者もいないため、地域内で大規模に営農されている譲受人の●●●さんへ農地の売買について打診をしておられました。

譲受人の●●●さんは、県道沿いにまとまった農地であることから一体的な耕作ができ、経営規模の拡大を図るため、当該農地を取得することとして双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年、農業従事日数が300日、奥様が年齢●●●歳で農業経験年数は30年、農業従事日数が200日、娘さんが年齢●●●歳で農業経験年数は5年。農業従事日数は160日となっております。

営農計画ですが、申請地において水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター、管理機、草刈機、軽トラック、2tトラック、乗用車、田植機、コンバイン、乾燥・調整機械一式を所有され、営農に必要な機械はすべて保有され農機具倉庫で保管されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(事務局が挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 第3項につきましては、本日、●●●委員さんが急きょ欠席となりましたので、事務局から現地調査についてご説明いたします。

5月29日、●●●委員さん、●●●地区の●●●推進委員さん、申請者の●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地はこれまで、所有者の●●●さんが水稻作付けをされていましたが、高齢となり作付けが難しくなってきたことと、農業後継者もいないということで、地域の担い手である譲受人の●●●さんに売却の相談をされ、●●●さんが譲り受けることとなったようです。

申請地については、●●●さんの自宅から車で5分程度の場所があり、平成元年に換地処分登記済みの連担した基盤整備田で、一体的に耕作・管理できることから、経営規模の拡大のため取得されるもので、引き続き水稻作付けを予定されています。

●●●さんは、娘さんが認定農業者として農家を継いでおられ、必要な農機具もすべて所有されていますので、本申請の農地の取得について特に問題はないものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

(●●●委員さん着席)

議 長 議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第36号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月5日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地

調査を行いました。

こちらの案件は、土地所有者が無断転用していた案件となります。

無断転用された経緯は、平成25年の豪雨災害で、土砂が流入し耕作することができない状態になり、当初は防草シートを敷いて管理されていましたが、それも難しくなってきたため、令和2年頃にコンクリート舗装されたということで、土地所有者より始末書が提出されています。

申請地は、●●●から南へ110mの市道沿いに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない、住宅地に囲まれた地域にある小農地で、農地法施行規則第43条第2号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記は畑、現況は無断転用のため荒廃、面積は240㎡です。

転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、市道●●●線と市道●●●線が交差するところから市道●●●線を約30m行ったところにある農地になります。

(写真の説明1枚)

転用目的ですが、所有者の●●●さんには後継者がおらず、今後のことを考え、転用者の●●●さんの父親にこの農地の草刈りなどをしてもらっていたことから、転用者の●●●さんに土地を譲り渡す申し出をされ、●●●さんも譲り受けることとされましたが、既にコンクリート舗装されており、農地として利用することができないため、転用者の●●●さんが、申請地を貸駐車場8台分として整備される計画です。

なお、貸駐車場として転用する場合には、駐車場として利用されることが確実であるかを確認するため、駐車場区画数の概ね8割以上の貸駐車場借受申込書の写しの添付が必要ですが、8台中7台分の駐車場借受申込書が添付されており確実です。

また、駐車場の管理については、●●●の●●●にご両親がおられますので特に問題はありません。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側に●●●さん所有の畑がありますが、隣接農地承諾書も添付されており、特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、このように8区画の貸駐車場を整備される計画です。

なお、1～4までを近くにお住いの●●●さんが、6～8までを●●●を経営されている●●●さんが借受予定となっています。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で東側市道から隣接する青線(水路)に流し、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、既にコンクリート舗装されており、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 この件につきまして、6月3日に事務局3名と、●●●推進委員さん、行政書士事務所の担当の方と現地確認を行っております。排水もきちんとできておられるので問題はないものと思われま。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第37号「令和6年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題に供します。事

務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第37号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)」についてご説明します。

本議案につきましては、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会の最適化活動の点検・評価を行うもので、内容について、ご承認をいただきましたら、関係機関へ報告するとともに、市及び全国農業会議所のホームページで公表いたします。

それでは、議案の6ページをご覧ください。6ページは令和6年4月1日現在の、農業委員会及び農家・農地等の状況で、萩市管内の耕地面積は4,180haとなっています。

次に、1枚めくっていただいて、7ページ、最適化活動の実施状況でございますが、1の(1)、農地の集積については、②の目標において、令和6年度末の集積率の目標は70%でしたが、③の実績において、令和6年度末の集積率が41.2%となり、目標に対する達成状況は58.8%となりました。農業委員会の点検結果として「資材費の高騰等で農業経営が厳しい現状ではあるが、新規参入等による新たな担い手の農地集積により集積面積が増加した。」といたしました。

次に、(2)遊休農地の発生防止・解消でございますが、②の目標で、アの既存遊休農地の解消において、緑区分の遊休農地の解消目標面積が5haとなっており、続いて8ページ、黄区分の遊休農地面積が30haとなっておりましたが、③の実績において、令和6年度の緑区分の解消実績面積は3.6ha、目標に対する達成状況は71.6%となりました。黄区分の遊休農地の解消については「工程表は策定していないが、山林原野化した農地については非農地判断を進めた。」といたしました。

次に、④その他は、農地の利用状況調査の実施状況でございます。利用状況調査は令和6年8月から10月に実施、結果の取りまとめは11月から12月に実施いたしました。

つづきまして、(3)、新規参入の促進でございますが、②の目標で、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が、27.1haでございましたが、次の9ページ、9ページの③の実績は、9.8haとなり、目標に対する達成状況は36.0%となりました。また、参考として、令和6年度の新規参入者の参入状況は、下限面積の廃止や定住関係で農地を取得

した方も含めて参入経営体の数が21、取得農地面積は4.2ha
となっております。

農業委員会の点検結果としては「新規参入者への貸付等について
農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積について、目標は
達成できなかったが、就農希望者等へ農地のあっせんが円滑に行え
るよう所有者の意向把握を進める必要がある。」といたしました。

つづきまして、9ページ中段の、2、最適化活動の活動目標につ
いては、(1)で、農業委員さん、推進委員さんの活動目標を月に7
日とし、(2)、活動強化月間の設定については、目標3回に対し、
実績は3回となりました。続いて、1枚めくっていただいて、10
ページの(3)、新規参入相談会への参加については、目標1回に対
し、実績は1回となりました。

10ページ中段の「目標の達成状況の標語」を決定するため、こ
れらの実績について、令和4年2月25日付け農林水産省経営局農
地政策課長通知、「農業委員会による最適化活動の推進等について」
の別表に基づいて点数を計算したところ、合計点が5点となり、標
語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

また【推進委員等の点検・評価結果】でございますが、こちらも、
課長通知の別表に基づいて点数を計算したところ、「目標に対して期
待を上回る結果が得られた」委員さんが19、「目標に対して期待ど
おりの結果が得られた」委員さんが19、「やや下回る結果となった」
委員さんが6となりました。

最後に、11ページは総会の開催実績、農地法3条、農地転用の
実績等を掲載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第37号について、原
案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり決定いたしまし
た。

(報告事案)

議 長 議案第38号「現況確認書の交付について」を議題に供します。
事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第38号第1項について説明いたします。議案は
13ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北に1.1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は231㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●というところで、市道●●●線沿いにある農地です。

申立てによると、申請地は、年月日不明であるが、●●●の墓地へ通じる通路として以前より利用されており、現在も通路として利用しているとのこと。

本調査によると、申請地は、バラスで整地された、通路として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

6月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西に1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は13㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、●●●の国道●●●号線の信号機から市道●●●線を30m行ったところにある農地です。

申立てによると、申請地は、20年以上前に居宅改築の際、一部を自宅、一部を通路として活用、現況宅地の一部として利用しているとのこと。

本調査によると、申請地は、木造塩化ビニール波板葺平家建の倉庫が建てられ建物敷地として、また、コンクリート舗装された通路として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、

非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第3項について説明いたします。

6月5日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西に540mに位置する、●●●、登記地目は田、面積は153㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●というところで、市道●●●線沿いにある農地です。

先ほどの3条申請の議案第35号第2項の地番4175番2の下にある農地です。

申立てによると、申請地は、平成10年に倉庫を新築し、残りの敷地はアスファルト舗装を施工し現在に至るとのことです。

本調査によると、申請地は、木造スレート葺平家建の倉庫が建てられ建物敷地として、残りはアスファルト舗装された駐車場として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告します。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第38号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時00分 閉会